

第4回厚生労働省国立研究開発法人審議会 議事録

○日時 令和3年7月6日（火）15：00～15：40

○場所 Web会議

○出席者

一條委員、金倉委員、定本委員、清水委員、庄子委員、祖父江委員、土岐委員、根岸委員、花井委員、深見委員、藤川委員、前村委員、丸山委員

○議題

- (1) 会長の選出及び会長代理の指名について
- (2) 国立研究開発法人審議会の役割について
- (3) その他

○高江研究企画官 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第4回「厚生労働省国立研究開発法人審議会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙の折、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

会長選出までの間、議事進行役を務めさせていただきます。私、大臣官房厚生科学課研究企画官の高江でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、本審議会には15名の委員の先生方がいらっしゃいます。御紹介いたします。

まず、資料1の名簿を御覧いただければと思います。

本来でございましたら、一人ずつ御挨拶をいただくべきところでございますけれども、時間の都合もございますので、資料1の名簿に沿ってお名前を五十音順に読み上げさせていただきます。

一條秀憲委員でございます。

大西昭郎委員でございます。

金倉讓委員でございます。

定本朋子委員でございます。

清水至委員でございます。

庄子育子委員でございます。

祖父江元委員でございます。

土岐祐一郎委員でございます。

中野貴司委員でございます。

根岸茂登美委員でございます。

花井十伍委員でございます。

深見希代子委員でございます。

藤川裕紀子委員でございます。

前村浩二委員でございます。

丸山千寿子委員でございます。

以上、15名の先生方に委員をお願いさせていただいてございます。

なお、本日は大西委員と中野委員から御欠席の御連絡をいただいております。

本日は13名の委員に御出席いただきございまして、過半数を超えてございますので、本日の審議会でございますけれども、厚生労働省国立研究開発法人審議会令第6条第2号の規定に照らしまして、有効に成立していることを御報告申し上げます。

続いて、議事に入る前に、大臣官房厚生科学課長の佐々木から御挨拶申し上げます。

○佐々木厚生科学課長 厚生科学課長の佐々木です。

本日、委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、本審議会に御出席いただき誠にありがとうございます。

本審議会は厚生労働省が所管する国立研究開発法人につきまして、独法通則法に基づき、

大臣が中長期目標の指示や業務実績評価を行うに当たり、意見を伺うために設置された審議会になります。

委員の皆様には、今後各評価部会に分かれていただき、法人の年度評価などについて御審議いただくこととなります。御審議に当たっては、国立研究開発法人の第一の目的である「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」とを両立した運営がなされるよう、それぞれの御専門の立場から御意見を頂戴できればと考えております。

また、法人に対する御意見のほかに、国による制度運用の改善についても御検討いただくなど、国立研究開発法人の機能強化に向けて、委員の皆様からの積極的な御意見を期待しております。

先生方の活発な御議論をお願い申し上げまして、簡単ではありますが、私の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○高江研究企画官 それでは、議事に入らせていただければと思います。

まず、議題（１）「会長の選出及び会長代理の指名について」でございます。

選出いただくに当たりまして、本審議会の規程について簡単に御説明させていただければと思いますので、参考資料１を御覧いただければと思います。

１ ページ目が本審議会の構成でございます。第１条の規定によりまして、本審議会は20名以内の委員により組織されること。

また、第３条の規定により、任期は２年となっております。

また、第４条の規定でございますが、会長は委員の中から互選により選出していただくこととなっております。会長に事故があるときはあらかじめ指名する者がその職務を代行することになってございます。

議題１につきましては、この第４条に基づきまして、会長の選任、会長代理の指名をお願いしたいと思っております。

まず、会長の選出でございます。

今回はウェブ会議ということもございまして、事務局におきまして、事前に委員の先生方にいろいろと御意見をお伺いさせていただいております。そのところ、やはり引き続き祖父江委員に会長をお願いしてはどうかとの御意見が多数ございました。

これを踏まえましてお諮りしたいと思っておりますけれども、祖父江委員に会長をお願いさせていただくということで、皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○高江研究企画官 ありがとうございます。

皆様に御同意いただいたということで、祖父江委員に本審議会の会長をお願いしたいと思っております。

以降の議事運営につきましては、祖父江会長にお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○祖父江会長 どうもありがとうございました。

ただいま、引き続きという形でございますが、会長の大役を仰せつかりました。祖父江でございます。委員の皆様方の御協力を得まして、円滑な運営に努めてまいりたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。先ほど事務局から説明がございましたが、参考資料1の1ページに第4条の3項というのがございまして、今出ておりますが、会長にもし万が一の事故等があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理すると規定されておりますので、会長代理を決める必要がございます。

会長代理につきましては、金倉委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。もしよろしければ、お願いしたいと思います。

(「異議なし」と声あり)

○祖父江会長 ありがとうございます。特に御異議はないようでございます。これは会長指名ということでございますので、それでは、金倉委員、よろしくお願いいたします。

○金倉委員 金倉でございます。よろしくお願いいたします。

○祖父江会長 どうもありがとうございました。

議事(2)「国立研究開発法人審議会の役割について」に入りたいと思います。

それでは、事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。資料2として「国立研究開発法人審議会について」がございまして、この資料に基づいて御説明いただきたいと思っております。

それでは、事務局のほうで御説明いただけますでしょうか。

○事務局 よろしく申し上げます。

それでは、1ページ目を御覧ください。「国立研究開発法人制度について」です。

独立行政法人は、公共上、確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないものの、民間に委ねると実施されないおそれがあるものなどを実施することとされております。

なお、平成27年4月からは、独法制度が改正され、独立行政法人のうち研究開発を行う法人については、研究開発の長期性、不確実性、予見不可能性、専門性などの特性を踏まえ、新たに「国立研究開発法人」として位置づけられました。

この国立研究開発法人は、研究開発の特性を踏まえ、独立行政法人とは異なる法制上の措置が与えられることとなりました。

一番下の点線で囲まれた部分を御覧ください。

独立行政法人は、その目的に応じて「中期目標管理法人」「国立研究開発法人」「行政

執行法人」として区分されることになりました。中期目標管理法人について、厚生労働省でいいますと、国立病院機構、福祉医療機構、医薬品医療機器総合機構などが該当いたします。

また、国立研究開発法人については、国立がん研究センターなどの6 NCと医薬基盤・健康・栄養研究所が該当いたします。

なお、行政執行法人については、厚生労働省では所管しておりませんが、国立公文書館、統計センター、造幣局、国立印刷局などが該当施設となります。

2 ページ目を御覧ください。こちらは独立行政法人の評価制度の改正に関する資料となります。

左側の旧制度を御覧いただくと、厚生労働省独立行政法人評価委員会が評価の実施主体となり、総務省政策評価独立行政法人評価委員会の意見、勧告を踏まえ、評価を実施し、評価の決定を行うこととしておりました。

右側を御覧いただくと、平成27年4月からは、評価主体が厚生労働省独立行政法人評価委員会から厚生労働大臣へ変更されました。また、新たに厚生労働省独立研究開発法人審議会が設けられ、科学的専門性・多様性の観点から御助言をいただいているところでございます。

3 ページ目を御覧ください。こちらは「国立研究開発法人制度に係る新旧制度の比較」になります。

御覧のとおりでございますが、新制度となり、独立行政法人から国立研究開発法人となり、目的については「効率的かつ効果的に」から「研究開発の最大限の成果を確保すること」となり、目標期間も5年から7年へ延長され、研究開発の最大限の成果を確保することを目的として、中長期目標を設定するという形になっております。

4 ページ目を御覧ください。こちらは「厚生労働省所管独立行政法人の評価に係る外部有識者の知見の活用」ということで、中期目標管理法人として区分されている国立病院機構などの10法人については、「厚生労働省独立行政法人評価に関する有識者会議」から意見聴取が行われており、国立研究開発法人として区分されております医薬基盤・健康・栄養研究所及びがんセンターなどの国立高度専門医療センター6法人については、厚生労働省国立研究開発法人審議会において意見聴取を行っているところでございます。

5 ページ目を御覧ください。こちらは中期目標の策定に係るフロー図になります。

独法通則法の改正により、平成27年3月に従来の独立行政法人評価委員会が廃止され、各府省に国立研究開発法人審議会が新設されました。

また、審議会は厚生労働省国立研究開発法人に関して、中期目標の策定、業務実績の評価などについて、科学的知見・国際水準等に即して厚生労働大臣に助言する機関として設置されております。

なお、下側の図の右側に記載されているとおり、審議会の庶務は大臣官房厚生科学課において総括し、高度専門医療研究評価部会に係るものは、医政局研究開発振興課で行うこ

ととしております。

6 ページ目を御覧ください。「国立研究開発法人審議会に期待される役割」について御説明させていただきます。

1 つ目の○でございますが、国立研究開発法人については、先ほども申し上げましたが、研究開発の持つ長期性、不確実性、予見不可能性、専門性といった特性を踏まえた目標設定・評価を行うことがこれまで以上に求められております。

そのため、審議会では、研究開発領域、研究開発に係る国際動向、法人のマネジメント等に御知見、御経験を生かして、法人の目標設定、評価等が科学的知見や国際水準に即したのものとなるよう、厚生労働大臣の決定に際し、御助力をいただくために設置されたものです。

3 つ目の○ですが、審議会には、国立研究開発法人において第一の目的である「研究開発成果の最大化」と、「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」とを両立した運営がなされるよう、提言を行っていただくことが期待されております。

また、4 つ目の○でございますが、審議に当たっては、研究開発は機械的に効率性を図るだけでは「研究開発成果の最大化」を促すことにはならないことから、質的・量的、科学技術的・経済的・社会的、国際的・国内的、短期的・長期的といった様々な観点から総合的に御検討いただくほか、研究開発は創造的な業務であり、必ずしも時間に応じた事業の進捗、成果の創出等が期待できないことも御配慮いただくとともに、法人に対する意見のほかに、国による制度運用の改善についても御検討いただくなど、国立研究開発法人の機能強化に向けて、積極的な貢献をお願いするものでございます。

7 ページ目を御覧ください。今年度の審議会のスケジュールについて御説明させていただきます。

本日の第4回国立研究開発法人審議会を終えた後、厚生科学研究評価部会におきましては、医薬基盤・健康・栄養研究所が今年度末に中長期目標期間が終了することから、実績評価に加えて中長期目標期間の見込み評価及び次期中長期目標に係る業務全般の見直し等を御検討いただくため、7月13日、7月29日及び、日程未調整でございますが、12月の1回の計3回、厚生科学研究評価部会を開催する予定としております。

また、6 NCを担当している高度専門医療研究評価部会におきましては、7月29日、8月3日、8月6日の計3回、部会を開催予定としております。6 NCにつきましては、年度評価に加え、中長期目標期間実績評価を行っていただく予定としております。こちらに関しましては、改めて各事務局から御案内をさせていただきます。

8 ページ目を御覧ください。こちらは「審議会の進め方のイメージ」ということで、業務実績評価に係るフロー図となります。

まず、事前送付ということで、各委員に法人が作成した自己評価書や補足資料等を送付させていただきます。

次に、部会におきまして法人が作成した自己評価書等に基づいてヒアリングを実施し、

評価案を審議いただき、部会としての意見を取りまとめていただきます。

なお、厚生労働省国立研究開発法人審議会令第5条、第6条の規定に基づき、部会の議決をもって審議会の決議とすることができるとあり、この審議会の意見を踏まえて厚生労働大臣が実績評価を決定する流れとなります。

以上が審議の進め方となりますが、具体的な審議の進め方は審議会、部会において決めることとしております。

説明は以上となります。

○祖父江会長 どうもありがとうございました。

資料に基づいて簡潔に御説明をいただきましたけれども、いかがでしょうか。何か御意見等はございますでしょうか。

御自由に御発言いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

これは、先ほども少し出ておりましたけれども、国立研究開発法人というのがそういう形で分かれてきたという経緯があって、中期目標管理法人、どちらかというところと研究よりは実務型の法人と区別して、研究開発法人審議会というものをつくって、その下に2つの部会を置くという形になってございます。

ただ、この評価の部分はいろいろ議論をした経緯がございますけれども、評価のスケールがS、A、B、C、Dというところが、中期目標管理法人と研究開発法人の間で、実はかなり似ておまして、そこは先ほど来出ているように、研究型のところと独立行政法人型のところ、中期目標管理法人型のところをどういうふうに切り分けて評価するかというところが議論の出たところがございます。心は、今説明いただいた資料2の特に6ページ辺りに、長期性とか、不確実性とか、研究の予見可能性、あるいは専門性といったところを加味しながら上手にやってほしいということでございましたので、よろしく願いしたいなというところがございます。

今、評価のところまで議論が出たところを一つ御紹介しましたけれども、全般についてでも結構でございますので、御自由に御発言いただけるといいと思います。何か御質問、御発言はございますでしょうか。

花井先生、どうぞ。

○花井委員 ありがとうございます。

以前にも申し上げて、今まさに会長がおっしゃったとおりですけれども、やはり研究のアウトカムの評価基準が、世界的にファンタスティックかというところで、プレゼンテーションのうまさとか、そういうところでも、どうしても短い期間の評価になるので難しいところはあるかと思うのです。

一つ御提案は、研究の成果というところは論文ということになるのでしょうかけれども、ある程度定量的に公平性が出るような指標をおつくりいただきたいということと、今回は無理なのですけれども、以前にも1回だけやったと思うのですが、サイトビジットです。私も例えばNCであれば幾つかは知っているのですよ。ところが、実際に行ったことがない

ところと、よく知っていてある程度現場の様子とかが分かっているところだと、評価を公平にできるかという問題がありますので、今回のスケジュールでは無理にせよ、評価するにはサイトビジットというか、そこで点数をつけるのではなくて、開発している現場を見るというのも本来は大事かなとは思いました。今後、検討いただければと思います。

以上です。

○祖父江会長 ありがとうございます。

非常に重要な御意見をありがとうございました。

事務方のほうで何か御反応はございますか。

○佐々木厚生科学課長 御指摘ありがとうございます。厚生科学課長の佐々木です。

確かに、2つの意味でサイトビジットは大事かと思えます。まずは実際にどのような環境、状況の中で研究が進められているのかという点と、サイトビジットのほうが多く多くの当該法人の研究者ですとか職員の方との意見交換ができるというメリットがあるかと思えます。

今、このコロナ禍なので、体ごと行つてのサイトビジットは難しいかもしれませんが、それこそこのような形でものがないかとか、方法論はいろいろと考えたいと思います。

御指摘ありがとうございます。

○祖父江会長 どうもありがとうございました。

私も前に2か所ぐらいサイトビジットをさせていただきまして、やはり現場を見ているのと見ていないのでは大分読み込み方が違いますので、今回はコロナ禍の中で難しい面があると思いますが、何かいい方法を考えていただくといいかなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ほかにはよろしいでしょうか。

これは年次目標と同時に5年間、6年間の中期目標というのがございますので、そこと年次の目標がどういう関係になるかというのがいつも議論になりますけれども、その辺も少し長い目で見ると、これは1年、2年では成果が出ないけれども、非常に長い時間をかけてやるべき重要な仕事であるという点もぜひ見ていただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

今日は最初のところでございますので、実際の部会の中でまたいろいろと御意見を賜ればということでございます。しかも先ほどのお話にもありましたけれども、実際の評価の中身をどうするかということも含めて、部会のほうで議論をしながら御評価していただくという流れになっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、よろしいでしょうか。これが今日のメインの議題でございますので、もし何か御質問があればということでございますが、御理解いただいたということで。

それでは、少し時間は予定より早いのですが、事務局から今御意見に対するレスポンスをいただいたのですが、今後のスケジュールなどを含めて何か伝達はございますでしょうか。

か。

○事務局 それでは、今後のスケジュールについてでございます。

先ほども申し上げましたが、まず、医薬健栄研の担当となりますが、厚生科学研究評価部会を7月13日、7月29日に開催する予定としております。

また、6NCの担当となりますが、高度専門医療研究評価部会を7月29日、8月3日、8月6日に開催する予定となっております。こちらにつきましてはまた各事務局から改めて御案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○祖父江会長 どうもありがとうございます。

予定より少し早いのですが、何かここで御発言したいという方がおられましたら、全員が集まるのは1回限りなものですから、なかなか横系的に集まる機会は少ないので、少し離れたところでも結構なのですが、最後に何かございせんか。

今の評価とかの流れから少し外れた問題でもよいかと思いますが、よろしいですか。

基盤研とナショナルセンターの評価は、いつもこのときだけしか議論ができないということがございますので、何か両方を通じて問題になることなんかで、もしお感じになっていることがあれば、御意見をいただけるといいのですが、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○丸山委員 丸山でございます。

御質問をするのに値することかどうか分からないものですが、それでもよいという理解で。この間COVID-19のために、研究につきましても様々な、今までどおりには行かないような状況であったり、あるいは国家の予算の持っていく方についてもいろいろな影響が出るかと思うのです。その辺りの情報が私どもには全くないところで、今回の評価をどのようにしたらいいか考えめぐっているところがございます。何か情報がおありでしたら、教えていただけたら幸いです。

○祖父江会長 どうもありがとうございます。

非常に重要な御指摘だと思います。

COVID-19の影響はいろいろなところで出ておりますので、研究開発にも当然影響がオーバーレイしている部分があると思いますが、これは事務局、いかがでしょうか。

課長さん、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木厚生科学課長 厚生科学課長の佐々木です。

大きく3点申し上げたいと思います。

1点目が研究費に係る事務手続的な面でございます。例えば、昨年度も厚生科学研究費ですとかAMEDの研究費はいずれも報告書等の締切りを後ろにずらすといった形で、国立研究開発法人を含めて、御迷惑がかからないようには工夫をしているところでございます。

2点目ですけれども、一方で、おかげさまでCOVID-19関係の研究費は結構ふんだんに用意できたのではと思っております。そういう意味では、内容をより多く出せている素地があるかと思っておりますので、その点を御勘案いただければと思います。

3つ目はネガティブな内容です。一方で、例えば研究をするに当たって、職場に行くとか、研究所に行くといった点で大きく行動の制限を受けております。もちろんそれによって、自宅での様々な処理というのも大分進んできてはおりますけれども、どうしてもウェットな研究については大きく支障があるかと思えます。これはそれぞれによって事情が異なると思えますので、個別の部会等での評価の際には、御説明を受けて、その上での評価をお願いしたいと思います。

以上です。

○祖父江会長 どうもありがとうございました。

今の説明で丸山先生、よろしいですか。

○丸山委員 結構です。報告書を見せていただきながら考えたいと思います。

ありがとうございました。

○祖父江会長 これは1年半ぐらいにわたっていろいろな影響を受けていると思えますので、もう少し長い目で、研究自体がどういう影響を受けているのかということも議論していただくといいのかなと思えます。ひいては今後のやり方をどうしたらいいかということにもつながってくると思えますので、ぜひよろしく願いいたします。

ほかにはよろしいでしょうか。どなたか御発言はございませんか。

○花井委員 自由でいいということなので、少し離れたお話をしてもいいですか。

○祖父江会長 どうぞ。

○花井委員 今COVID-19の話が出ましたけれども、これは素人の考えなのですが、ワクチンについては基盤研究所がいろいろな基礎テクノロジーを持っていたりするわけですが、独法通則法改正時に、理研とか産総研が特定になって、基盤研だけ外れていたの、何か基盤研だけ軽く見られているのかなみたいな気が。そのこと自体が軽く見ているということはないと思うのですが、今回評価をする中で、基盤研の役割とかをさらに、いかに国にとって重要かということになると、そういうことも見直すというのはあり得るのですかね。

あのときの経緯を僕は知らないのですが、理研、産総研と横並びのつもりだったのですが、基盤研だけは小ぶりなところでああいう扱いになったので、何か理由があるのかなと思ったのですが、今回のコロナに至っては、やはりあそこのコアテクノロジーというのは公衆衛生上は重要なことをたくさんやっておられて、そういうところで見直しが起こる可能性もあるのかな。興味本位的な質問で申し訳ないです。

それと、さっき祖父江先生がおっしゃっていましたが、期間で評価しやすいのは数値目標なのですが、そうすると、5年あったら5等分して、7年だと7等分して、全体の目標値になるように計算して、1年でもう超えたらそれは目標値より上だみたいなテクニックで評価をうまく乗り切るみたいなことになってしまうとよくないので、法律に書いてあるように、研究開発法人は中長期的にちゃんとパフォーマンスを発揮しているところが評価できるようにしていただけたらなと思いました。

以上です。

○祖父江会長 どうもありがとうございます。

厚労省から何かありますか。特に前半のところの御説明をしていただけるとありがたいです。

○佐々木厚生科学課長 厚生科学課長の佐々木です。

特定独法になる、ならないはある意味でその基準を満たす、満たさないで、我々からすればどっちが優、どっちが劣ということにも、実はあまりこだわってはおらず、そうなることによってある意味で制限を受けたりするデメリットもありますので、結果的に研究をする上でどっちかというのは、ある意味で特定の独法のほうがよければ、それを目指すようなアクティビティーを中期目標で設定するかということとは考えたいと思います。

一方で、医薬基盤・健康・栄養研究所の目下最大のテーマは、次の第2期に向けてということもありますし、健康・栄養研究所部分が新宿戸山から大阪の健都に移るのに伴ってどういうシナジー効果を期待し、それを基にして、今花井委員から御指摘いただいたような法人制度そのものの中にどういうトライをしていくのかということに絡みがあるかと思えます。

前半の部分の答えといたしますか、私どもの考え方は以上です。

○祖父江会長 どうもありがとうございました。

花井先生、今の答えでいいですか。

○花井委員 別に優劣ではないということで。

あそこに移るということは、こちらのNCでいえば国循と同じ場所になるのですかね。分かれて評価になるのですけれども、シナジー効果とか、そういうことも起きてくればいいかなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○祖父江会長 どうもありがとうございます。

そろそろ時間になりましたので、終わりにしたいと思います。

私どものナショナルセンターの6疾患領域を扱っている6法人にしても、個々のナショナルセンターの中期的なミッションというか、アウトカムが何かという方向性をきちんと定めておくということが評価の上では非常に重要だと感じますので、そここのところの議論は、本当は目標が出る前に我々とともにやっておくといいのかなといつも思うのですけれども、出てきてから評価するという感じがございますので、そこは若干じくじたるところがございますが、今年も頑張ってやりたいと思っております。

皆様、よろしいでしょうか。予定の時間になってまいりましたので、この会議自体は閉じたいと思います。皆様、部会のほうでどうぞよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。